

群馬県警察との「国際テロリズム等の未然防止に関する協定書」の締結

令和3年12月1日、群馬県警察本部において、協定書調印式が挙行

され、佐藤会長と群馬県警察本部警備部長が協定書に調印しました。

今後、群馬県警察と連携し、テロ対策の更なる強化に取り組み、安心してバスを利用できる、安心・安全な社会の実現に努めて参ります。



【群馬県警察本部における調印式】

国際テロリズム等の未然防止に関する協定書	
一般社団法人群馬県バス協会・群馬県警察本部	
(目的) 第1条 この協定は、甲及び乙の相互理解による協力関係に基づき、情報共有体制を構築することにより、国際テロリズム等の未然防止を図り、安全な社会の実現を目指すことを目的とする。	
(協力内容) 第2条 甲は、業務を通じて次に掲げる活動を行うものとする。 (1) 国際テロリズム等を防ぐための啓発活動 (2) 協会員が保有する車両等がテロに使用されないための盗難防止等の対応活動 (3) 不審者及び不審物件を認めた際の警報への通報 (4) その他の国際テロリズム等を防止するための必要な活動 2 甲は、会員企業・団体等に対し、前項の活動が効果的に行われるよう指導・助言を行うものとする。	
(協定の保持) 第3条 甲は、この協定の運用に際して知り得た個人情報を漏らしてはならない。	
(支援等) 第4条 乙は、第3条の活動に貢献するため、甲に対して情報提供等の支援を行うものとする。	
(協議) 第5条 この協定に定めがない事項又はこの協定に異議が生じた場合には、その都度速やかに甲及び乙が協議して定めるものとする。	
（協定書） 第6条 本協定は、甲の代表者と乙の代表者が本協定書に調印した日（令和3年12月1日）より成立する。本協定は、甲の代表者と乙の代表者が本協定書に調印した日（令和3年12月1日）より効力を持つ。	
（甲）	群馬県前橋市野中町588番地 一般社団法人群馬県バス協会 会長 佐藤 俊也
（乙）	群馬県前橋市大手町一丁目1番1号 群馬県警察本部 署名 乗原 信彦

【協定書】